

## 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正について

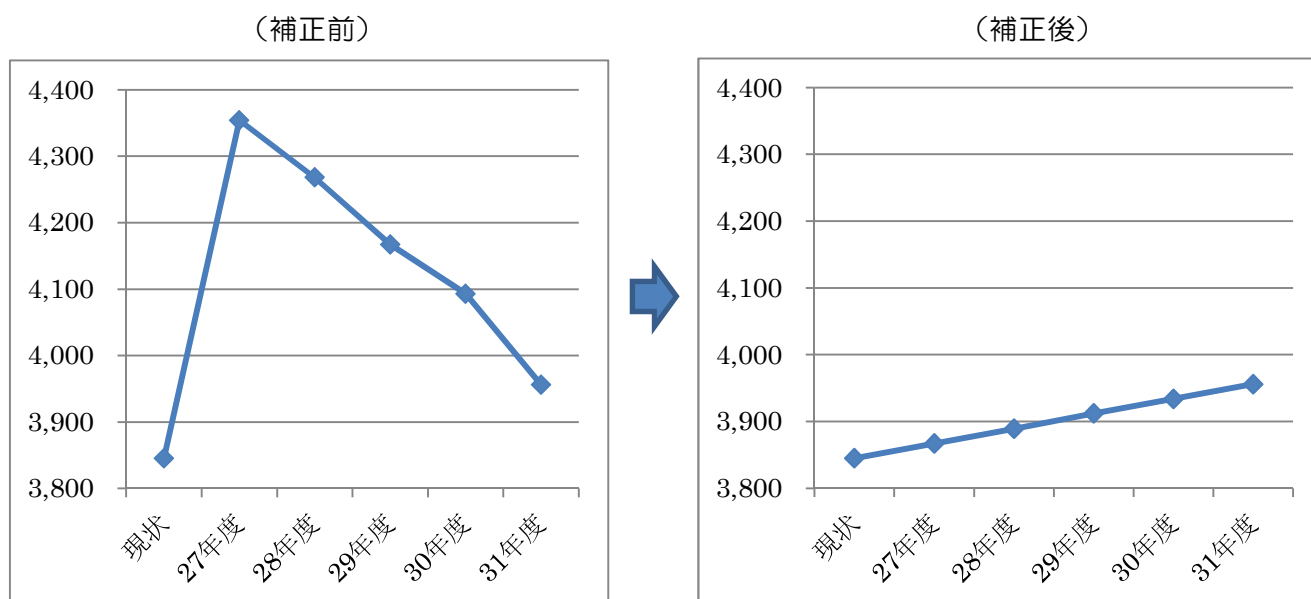
## 1. 補正の目的

- 平成 25 年度会議資料で、国の手引きの算出方法の考え方に準拠した算出結果を提示した。
  - ただ、
    - ・利用希望に対応する、確保方策（施設整備等）を実施しても、実際の利用がなければ、事業実施者に損失を生じさせてしまう可能性もあること。
    - ・平成 31 年度（保育は平成 29 年度）までに実現すべき数値目標として妥当な水準とし、計画としての実効性をもたせる必要があること
    - ・予算上の制約もあること
- から、算出結果が現状と比べ大幅に高くなった事業について、現実的な利用希望となっているのか検証し、必要な補正を行う。

## 2. 保育と関係性がある事業共通の補正内容（対象：3（1）（2）（6）（8）（9）の事業）

- 国の手引きの算出方法による場合、平成 27 年度（計画初年度）に潜在的な需要が全て顕在化する前提での「量の見込み」が算出される。
- 保育については、経済環境・保育施設等の整備状況などにより、徐々に潜在的な需要が顕在化してくると考えられる。（国においても、地方版子ども・子育て会議の議論を経る前提で、このような考え方を認めている。）
- そのため、保育と関係性がある事業については、現状の実績数値から、平成 31 年度（計画最終年度）の「量の見込み」に向けて、平均的に変化させていくよう補正を行う。
- 特に0～2歳の在宅子育て世帯を対象とする事業については、保育ニーズが顕在化する前の受け皿としての役割を果たすことから当該共通補正はしない。

《例：2号認定（認定こども園及び保育所）》



### 3. 事業ごとの補正内容（「2. 全事業共通の補正内容」以外）

※補正後の結果数値については、15・16 ページにまとめて記載。

#### 《「量の見込み」算出に利用する推計児童数について》

事業ごとに、対象となる潜在家庭類型が異なる。用いる略称は下記のとおり。

推計児童数（共働き等）：ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など

推計児童数（専業主婦等）：専業主婦（夫）家庭や、就労時間の短いパートタイム家庭など

推計児童数（全家庭）：全ての家庭

#### （1）教育・保育

##### ■0歳家庭

##### ①<3号認定>（認定こども園（保育施設部分）・保育所・地域型保育）

：0歳家庭のうち、保育認定を受け、認可保育所等を利用すると見込まれる人数（実人数）

#### 《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育所等を第1希望とする割合

#### 《補正内容》

- ・1歳以降のニーズと思われる回答分があることを考慮し補正する。

《補正対象の回答例》：就学前児童のいる世帯用調査票

0歳家庭で、現在教育・保育事業を利用せず、認可保育所等を第1希望と回答していて、

問18 問13で教育・保育事業を「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。もっとも当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 子どもの母親か父親がみている
2. 子どもの祖父母、親族、父母の友人・知人等がみている
3. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしている）
4. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしていない）
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の利用要件（就労要件等）に当てはまらない
8. 子どもがまだ小さいため（1歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（ ）

## ■1・2歳家庭

### ①3号認定（認定こども園（保育施設部分）・保育所・地域型保育）

：1・2歳家庭のうち、保育認定を受け、認可保育所等を利用すると見込まれる人数（実人数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育所等を第1希望とする割合

《補正内容》

- ・3歳以降のニーズと思われる回答分があることを考慮し補正する。  
（上記「0歳家庭」と同様の考え方）

## ■3歳～就学前家庭

### ①1号認定（認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園）

：3歳以上児家庭で、専業主婦家庭や就労時間の短いパート家庭で、幼稚園等を利用すると見込まれる人数（実人数）

### ②2号認定（幼稚園）

：3歳以上児家庭で、ひとり親家庭や両親フルタイム家庭で、幼稚園等を利用すると見込まれる人数（実人数）→幼稚園の認定こども園の移行、または幼稚園十一時預かりで対応

《補正前の算出方法概要》

#### ①1号認定（認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園）

「量の見込み」＝推計児童数（専業主婦等）×幼稚園等を第1希望とする割合

#### ②2号認定（幼稚園）

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×現在幼稚園を利用する割合

《補正内容》

- ・国の手引きでは、両親フルタイム家庭等で現在幼稚園等を利用している回答者を、「2号認定（幼稚園）」該当者としているが、そのうち30%は、預かり保育なしの幼稚園を第1希望にしているため、その分を、「2号認定（幼稚園）」から1号認定に移す。

### ③<2号認定>（認定こども園（保育施設部分）・保育所）

：3歳以上児家庭で、認可保育所等を利用すると見込まれる人数（実人数）

《算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×2号認定（幼稚園）以外の割合

⇒補正なし

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

：認可保育所等で延長保育を利用すると見込まれる人数（実人数）

《算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育所等を第1希望とする割合  
×18時以降の保育を希望する割合

⇒補正なし

(3) 放課後児童健全育成事業

：小学生で放課後保育クラブを利用すると見込まれる人数（実人数）

《算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）  
×放課後保育クラブを週3日以上利用希望する割合

《補正内容》

・週1日以上の利用希望も含めて算出する。

(4) 子育て短期支援事業

：保護者の用事のため、児童養護施設で泊りがけで、子どもを預けると見込まれる人数  
（年間延利用者数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×子育て短期支援事業の利用が必要な割合  
×必要日数の平均

⇒補正なし

(5) 地域子育て支援拠点事業

：地域子育て支援センター・親子つどいの広場を利用すると見込まれる人数  
(年間延利用者数)

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×地域子育て支援拠点事業の利用希望者の割合  
×利用希望日数の平均

《補正内容》

- 利用希望者の割合については補正なし。
- 利用希望日数については、下記（ア）（イ）のとおり補正する。
  - （ア）保育認定該当者は、平日は利用せず、利用頻度が低いことが想定できるため、利用希望日数を月 1 日とする。
  - （イ）それ以外の方は、実際に利用している人の利用日数の平均（月 3.5 日）を採用。  
(現在も無料かつ、利用制限のない事業であることから、現実的な利用希望日数の水準になっていると想定。)

(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

：1号認定該当者が私用・不特定の就労に対応するため利用すると見込まれる人数(①)  
 +2号認定(幼稚園)該当者が定期的な就労に対応するため利用すると見込まれる人数(②)  
 (年間延利用者数)

①1号認定による利用

《補正前の算出方法概要》  
 「量の見込み」=1号認定該当者×一時預かり・預かり保育事業の利用希望者の割合  
 ×利用希望日数の平均

《補正内容》  
 ・事業の利用の必要性が低く、実際には利用しない可能性が高いと思われる回答が含まれていることを考慮し、補正する。

《補正対象の回答例》：就学前児童のいる世帯用調査票

問32 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等を目的としたお子さんを預ける事業を、現在どのくらい利用していますか。また希望としてはどのくらい利用したいですか。この1年間の事業ごとの利用日数(おおよそ)を「A欄(現在)」に、希望する利用日数(おおよそ)を「B欄(希望)」に、《回答の選択肢》から選び数字でご記入ください。(利用料は別紙を参照)

《回答の選択肢》※選択肢5の日数を超える場合は日数を数字で記入してください。  
 1. 0日 2. 1~5日 3. 6~10日 4. 11~15日 5. 16~20日

事業	利用日数(年間) (上記選択肢より)	
	A欄(現在)	B欄(希望)
一時預かり(保育所などで不定期に子どもを保育する事業)	1	
幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業)	1	2
ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)	1	
休日養護・夜間養護(児童養護施設で休日・夜間に子どもを預かる事業)	1	
ベビーシッター	1	
その他( )	1	

問34 問32のA欄で全ての項目について「1.」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

<p>① 特に利用する必要がない</p> <p>2. サービスの内容に不安がある</p> <p>3. 立地や利用可能時間・日数がよくない</p> <p>4. 利用料がかかる・高い</p> <p>5. 利用料がわからない</p>	<p>6. 自分が事業の対象になるのかどうか わからない</p> <p>7. 利用方法(手続き等)がわからない</p> <p>8. その他( )</p>
---	--

## ②2号認定による利用

### 《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝2号認定（幼稚園）該当者×就労日数の平均

※2号認定（幼稚園）該当者が、全員、就労する全ての日に預かり保育を利用することを想定した算出

### 《補正内容》

- 就労日数の平均については、ニーズ調査によるデータではなく、平成23～25年度の就労支援のための預かり保育の1人当たり平均利用日数（週2日）を利用し、算出する。

(7) (6) 以外の一時預かり

:(6) 以外で私用・不定期の就労に対応するため一時預かり事業を利用すると見込まれる人数  
(年間延利用者数)

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×不定期の預かり事業の利用希望者の割合  
×利用希望日数の平均  
－(6) ①の1号認定による預かり保育の「量の見込み」

※一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、休日養護・夜間養護分を合わせた  
「量の見込み」が算出される。

《補正内容》

- ・一時預かり事業とファミリー・サポート・センターではニーズが異なるため、完全に区分して算出する。
- ・一時預かり事業については、利用を希望しているのが主に幼稚園・保育園に入る前の0～2歳の在宅子育て世帯であることを考慮し、対象を絞って算出する。
- ・保育認定該当者は、(1)の通常保育を受けながら一時預かりを利用することは想定しにくいことを考慮し、補正する。



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

：ファミリー・サポート・センター事業を利用すると見込まれる人数  
（年間延利用者数）

《補正前の算出方法概要》

①就学前児童

（7）の方法で一時預かり事業、休日養護・夜間養護と合わせた「量の見込み」を算出。

②小学生

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×放課後のファミサポの利用希望者の割合  
×利用希望日数の平均

⇒「私用・不定期の就労目的」と

「定期的な就労のための保育園等の前後時間の預かり・送迎目的」と  
両方のニーズが把握できていない。

《補正内容》

上記2つの目的を区分して算出する。

■私用・不定期の就労目的

①就学前児童

（7）と同様の方法（推計児童数×不定期の事業の利用希望者の割合×利用希望日数の平均）により算出する。→13,139人

②小学生

小学生用調査票の回答で（7）同様に算出：10,031人（平成31年度）  
ファミリー・サポート・センターは安心のために登録しておくという方が多く、実績では、登録者のうち約20%しか利用していないため、上記算出の人数にこの割合をかける。  
（13,139人+10,031人）×20%=4,634人（平成31年度）

■定期的な就労のための保育園等の前後時間の預かり・送迎目的

平成25年度の認可保育所利用者、放課後保育クラブ利用者の、1人当たり年間利用回数を算出。（認可保育所利用者：約0.99回、放課後保育クラブ：約0.71回）

⇒平成31年度の保育認定、放課後保育クラブの「量の見込み」にこの回数をかける。

（保育事業利用者、放課後保育クラブ利用者が増えれば、この目的での利用は同様に増えるという考え方）

(9) 病児・病後児保育事業

：病児・病後児保育事業を利用すると見込まれる人数（年間延利用者数）

《補正前の算出方法概要》

「量の見込み」＝推計児童数（共働き家庭等）×病児・病後児保育事業の利用が必要な割合  
×必要日数の平均

※直近1年間の対応から、下記3つの場合を、病児・病後児保育事業の利用が必要な場合として算出

- ①両親のいずれかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児保育を利用したい
- ②病児・病後児保育を利用した
- ③仕方なく子どもだけで留守番させた

《補正内容》

- ・補正をしないと5年間の事業計画としては数値目標として非現実的な水準となってしまうこと、本来は両親のいずれかが休んで、病気の子どもの保育をすることが望ましいこと、の2点を考慮すると、①について補正する必要がある。
- ・具体的には、ひとり親家庭の場合には、両親ともにいる場合と比べ、仕事を休むという対応がとりづらい（どちらかが休むではなく、自分しかいない）ため、①については、ひとり親家庭の分について「量の見込み」に含めることとする。

#### 4. 区域について

(1) 区域ごとに「量の見込み」を設定する事業、市全体で設定する事業の分類について

●年間数回しか利用しないような非日常的な事業については、必ずしも区域内に施設等を設置する必要性が低いこと、また職員等が出張することにより実施する事業は区域ごとに需要・供給を把握する必要性が低いことから、市全体で「量の見込み」「確保方策」を設定することとし、下記2条件を満たす事業について、区域ごとに「量の見込み」「確保方策」を設定することとする。

- ①利用者が日常的に利用する事業
- ②施設を設置して実施する事業
- ③その他、事業の性質上、区域ごとの設定が望ましい事業

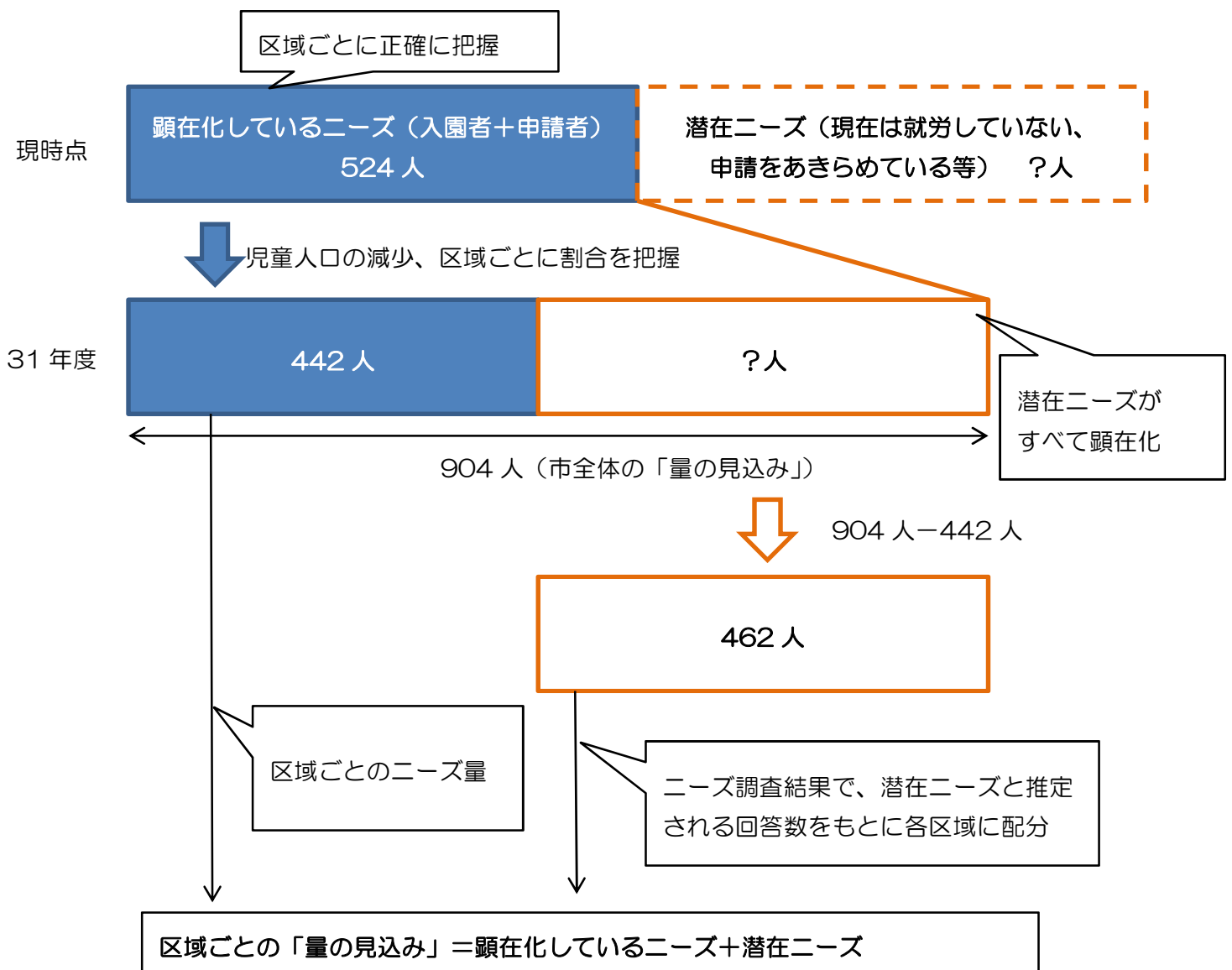


区域ごとに設定する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○教育・保育事業（1号認定、2号認定、3号認定）</li><li>○時間外保育事業</li><li>○放課後児童健全育成事業</li><li>○地域子育て支援拠点事業</li><li>○病児・病後児保育事業</li></ul>
市全体で設定する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○子育て短期支援事業</li><li>○一時預かり</li><li>○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）</li><li>○乳児家庭全戸訪問事業</li><li>○妊婦健診</li><li>○養育支援訪問事業</li><li>○利用者支援事業</li></ul>

(2) 3号認定（0歳、1・2歳）、2号認定（認定こども園（保育施設部分）・保育所）の区域別の「量の見込み」について

- 3号認定（0歳・1・2歳）、2号認定（認定こども園（保育施設部分）・保育所）については、区域ごとの現時点でのニーズ（認可保育所の入園者数、申請者数（申請しているけれども認可保育所に入園できていない人数））をニーズ調査による抽出調査よりも正確に把握できている。
- 地域型保育事業の認可は、この区域ごとに需給判断を行うこととなるため、より慎重に「量の見込み」を設定する必要がある。
- そのため、市全体の「量の見込み」は固定した上で、現時点でのニーズのデータを最大限に活用した方法（下記記載）により、各区域に再配分する。

《具体的方法：3号認定（0歳児）の「量の見込み」を例にとり記載》



## 5. 前回会議内意見、及び会議後提出意見の概要

- ①ニーズ調査の回答について「除外する」という表現は不適切ではないか。
- ②1ページの共通補正について、平成27年度から新制度が始まるのであれば、最初の1・2年間のニーズが高くなると思われるので、徐々に上がっていくということはないのではないかと。
- ③保育でニーズが徐々に顕在化するとすれば、顕在化する前は在宅で子育てをすることになる。在宅子育て世帯対象事業のニーズも徐々に顕在化するという補正はおかしいのではないかと。
- ④子育て短期支援事業、預かり保育事業、病児・病後児保育事業については、補正している分が他の事業ですくうことができないため、再度検討する必要がある。補正内容について一定割合を残すか、あるいは民間の力で対応できるような補助を検討すべきである。
- ⑤保育園は満1歳の子どもも0歳児クラスを利用しているため、(1)0歳家庭の補正内容は実態と合っていないのではないかと。
- ⑥放課後保育クラブについて、実際に利用している人のニーズも把握して「量の見込み」を設定すべきではないかと。
- ⑦放課後保育クラブについて、「週1日以上の利用」を含めることは、市の施策と異なるのではないかと。
- ⑧0～2歳の在宅子育て世帯のニーズを把握して、行き場所がなくなるようにすべきである。
- ⑨一時預かり事業については、0～2歳を区分して算出すべきである。
- ⑩一時預かり事業とファミリー・サポート・センターはニーズが異なるため、区分して算出すべきである。
- ⑪「特に利用する必要がない」と回答した方の中にも「子どもの最善の利益」の面から事業の利用が望ましい場合もある。受け皿は確保してほしい。
- ⑫補正前の数値と補正理由も併記すべきである。
- ⑬「量の見込み」を補正するのであれば、質を高める必要がある。そのためには、多様化するニーズに対応する民間のノウハウを活用すべきである。  
「量の見込みは最低限で算出するが、質を高めるため、民間のノウハウを利用してニーズに合った多様な支援策を実施する」のような一文を事業計画に記載すべきである。
- ⑭病児・病後児保育事業については、近くにないからあきらめている人もいる。病児・病後児保育は区域ごとに「量の見込み」を設定すべきである。
- ⑮利用者支援事業は13区域に1カ所必要なのではないかと。(3区域で設定するのでは広すぎる。)

## 6. ニーズ調査結果によらない「量の見込み」について

- 乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健診、養育支援訪問事業については、平成 25 年度第 6 回会議「資料 5」より修正はない。
- 利用者支援事業について
  - ・第 1 期事業計画の計画期間においては、現状と同様、アクス本八幡、行徳支所行徳子育て総合案内の 2 ヶ所で実施する。
  - ・ただし、保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施することも予定している。

市全域の「量の見込み」

			現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度/現状
(1) 教育・保育	3号認定(0歳)	実人数	524	600	676	752	828	904	173%
	3号認定(1・2歳)		2,583	2,660	2,738	2,815	2,893	2,970	115%
	1号認定		5,598	5,479	5,420	5,361	5,301	5,242	94%
	2号認定(幼稚園)		284	304	315	325	335	345	121%
	2号認定(認定こども園(保育施設部分)・保育所)		3,845	3,867	3,889	3,912	3,934	3,956	103%
(2) 時間外保育事業		—	3,871	3,967	4,062	4,158	4,253	—	
(3) 放課後児童健全育成事業		3,427	4,285	4,193	4,087	3,974	3,893	114%	
(4) 子育て短期支援事業		84	333	321	312	301	292	348%	
(5) 地域子育て支援拠点事業		156,393	215,856	208,980	202,128	196,440	190,776	122%	
(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり		54,032	64,356	65,059	65,763	66,466	67,169	124%	
(7) (6)以外の一時預かり		16,109	33,179	32,192	31,164	30,341	29,515	183%	
(8) 子育て援助活動支援事業		13,233	13,985	14,361	14,737	15,113	15,489	117%	
(9) 病児・病後児保育事業		1,224	1,731	1,984	2,237	2,491	2,744	224%	
(10) 乳児家庭全戸訪問事業		3,346	3,169	3,070	2,974	2,901	2,808	84%	
(11) 妊婦健診		53,356	51,418	51,130	50,843	50,588	50,304	94%	
(12) 養育支援訪問事業		167	180	200	220	220	220	132%	
(13) 利用者支援事業		2	2	2	2	2	2	100%	

《参考：補正前数値(1)～(9)》

			現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度/現状
(1) 教育・保育	3号認定(0歳)	実人数	524	1,605	1,556	1,509	1,474	1,428	273%
	3号認定(1・2歳)		2,583	3,476	3,362	3,259	3,166	3,083	119%
	1号認定		5,598	5,646	5,496	5,357	5,253	5,094	91%
	2号認定(幼稚園)		284	518	516	512	507	493	174%
	2号認定(認定こども園(保育施設部分)・保育所)		3,845	4,354	4,268	4,167	4,093	3,956	103%
(2) 時間外保育事業		—	4,746	4,614	4,484	4,384	4,253	—	
(3) 放課後児童健全育成事業		3,427	4,068	3,984	3,885	3,770	3,696	108%	
(4) 子育て短期支援事業		84	333	321	312	301	292	348%	
(5) 地域子育て支援拠点事業		156,393	327,564	316,332	305,304	296,196	287,184	184%	
(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり		54,032	180,714	178,804	176,803	175,187	170,288	315%	
(7) + (8) (6)以外の一時預かり・子育て援助活動支援事業		29,342	150,169	146,732	143,649	140,841	137,493	469%	
(9) 病児・病後児保育事業		1,224	41,493	40,315	39,142	38,236	37,094	3031%	

※現状欄の記載について

- ・3号認定(0歳)、3号認定(1・2歳)、2号認定(認定こども園(保育施設部分)・保育所)、放課後児童健全育成事業については、平成26年4月1日現在
- ・1号認定、2号認定(幼稚園)については、平成25年5月1日現在
- ・その他の事業については、平成25年度実績

区域ごとの「量の見込み」

1. 北部

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度/現状
(1) 教育・保育	3号認定 (0歳)	99	111	121	133	143	155	157%
	3号認定 (1・2歳)	536	559	582	605	628	651	121%
	1号認定	1,975	1,825	1,750	1,676	1,601	1,526	77%
	2号認定 (幼稚園)	100	99	99	98	98	97	97%
	2号認定 (認定こども園 (保育施設部分)・保育所)	841	847	852	859	864	870	103%
(2) 時間外保育事業	—	779	801	823	845	868	—	
(3) 放課後児童健全育成事業	724	899	893	871	861	824	114%	
(5) 地域子育て支援拠点事業	22,635	47,028	46,128	44,688	43,332	41,688	184%	
(9) 病児・病後児保育事業	194	429	546	662	780	897	462%	

2. 中部

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度/現状
(1) 教育・保育	3号認定 (0歳)	269	303	338	374	409	443	165%
	3号認定 (1・2歳)	1,182	1,231	1,282	1,333	1,384	1,433	121%
	1号認定	2,496	2,389	2,335	2,281	2,227	2,174	87%
	2号認定 (幼稚園)	127	146	156	166	175	185	146%
	2号認定 (認定こども園 (保育施設部分)・保育所)	1,554	1,586	1,621	1,653	1,688	1,720	111%
(2) 時間外保育事業	—	1,651	1,715	1,779	1,843	1,903	—	
(3) 放課後児童健全育成事業	1,426	1,826	1,773	1,749	1,715	1,737	122%	
(5) 地域子育て支援拠点事業	62,612	83,676	81,864	80,400	78,912	77,616	124%	
(9) 病児・病後児保育事業	714	919	1,021	1,124	1,227	1,329	186%	

3. 南部

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度/現状
(1) 教育・保育	3号認定 (0歳)	156	186	217	245	276	306	196%
	3号認定 (1・2歳)	865	870	874	877	881	886	102%
	1号認定	1,127 (※ 1,779)	1,265	1,335	1,404	1,473	1,542	137%
	2号認定 (幼稚園)	57	59	60	61	62	63	111%
	2号認定 (認定こども園 (保育施設部分)・保育所)	1,450	1,434	1,416	1,400	1,382	1,366	94%
(2) 時間外保育事業	—	1,441	1,451	1,460	1,470	1,482	—	
(3) 放課後児童健全育成事業	1,277	1,560	1,527	1,467	1,398	1,332	104%	
(5) 地域子育て支援拠点事業	71,146	85,152	80,988	77,040	74,196	71,472	100%	
(9) 病児・病後児保育事業	316	383	417	451	484	518	164%	

※幼稚園類似施設を含める場合の園児数